

2023年度 支援対象児童等見守り強化事業 事業計画（案）

1. 事業目的

水俣市要保護児童対策地域協議会において要保護世帯として登録された世帯児童の安否確認を行う。

さらにそれらの児童を含む水俣市に居住する支援が必要な世帯に対して、物資の支援や、児童の居場所の提供をはかることで子育て世帯の負担軽減や福祉サービス利用の円滑化を図ることを目的とする。

2. 事業体制

①実施事業

□1. 夕食支援活動ただいま弁当

支援対象児童等見守り強化事業（以下、見守り事業と略）の支援対象世帯を中心に仕事や家事に追われる親の負担軽減につながることで少しでも親子のだんらんの時間をはかってもらう活動を行う。

「おしゃべりの花が咲きますように」と願いを込めてただいま弁当を届けている。

□2. 学習習慣支援活動マナーブ

学校に登校できない児童が一日を家や部屋で終わらせてしまうことが無いように居場所を提供する。

また、学校から帰宅しても誰もいなかったり、逆にうるさくて勉強が進まない児童が過ごしやすい居場所としても居場所を提供している。

□3. 要保護世帯等への物資支援

見守り事業の支援対象世帯を中心に、日用品や食料が乏しく生活が困窮する子育て世帯に対して、当事業を利用して無償支援を行っている。

②職員構成

職員については、支援対象児童等見守り強化事業担当者またはその補佐をセンター開所時間に常駐させ、保護者や児童からの連絡や対応を行う。

利用者からの要望・苦情への対応は、法人の「苦情解決対策」により対応する。

3. 業務責任者

児童養護施設 光明童園 地域支援部門管理者 諫山直子を業務責任者とする。

4. 事故防止対策

ただいま弁当の提供については、弁当を専門につくる外部業者に依頼し食中毒リスクを抑える。

提供する食料も賞味期限切れ等を提供することがないよう保管時、受け渡し前に確認を行っている。

また万一に備え、損害賠償保険に加入する。

センター利用についても事故につながる恐れのある事案についてはヒヤリハットで対応を検討している。

5. 利用者（児童/保護者）への対応

見守り事業対象児童の気になる健康状態や言動については、児童家庭支援センタースタッフとも共有し、記録を残すと共に、月1回行われている支援対象児童等見守り強化事業報告会において漏れがないよう情報管理を徹底する。

見守り事業対象の保護者への対応については、和やかな雰囲気の中で児童らの体調や最近の様子など安否に関わる情報を集め、相談につながる事案があった際には児童家庭支援センタースタッフへの橋渡しを行う。

6. 事業運営の向上及び職員の質の向上

月1回、所管の八代児童相談所児童福祉司がセンターに来所し意見交換を行う際には、臨席し見守り事業世帯についても気になる状況があれば適宜報告を行い、助言を受け関わりについて法人内スタッフ（児童養護施設 光明童園 地域支援班スタッフ、児童家庭支援センターオリーブの木スタッフ）と共有する。

9. 広報・地域活動

見守り事業対象世帯等の利用促進のため、周知もかねた地域への貢献活動として、子ども地域食堂ポパイの活動にも携わっていく。